

長瀬町空家流通促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長瀬町への移住定住促進を図るとともに、東京一極集中の解消に資する町内空家の流通促進を目的として、ちちぶ空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）により空家に関する登録を受けた所有者等に対し、予算の範囲内において、長瀬町空家流通促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に存在する建物で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）ものをいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。ただし、法人を除く。
- (3) 空き家バンクへの登録 ちちぶ定住自立圏ちちぶ空き家バンク要綱（平成22年8月24日施行）第7条第2項の規定による登録をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の申請ができる者は、空家の所有者等で、市区町村が定める市町村税等を完納している者とする。

(補助対象物件)

第4条 補助金の対象となる物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在する空家であること。
- (2) 空き家バンクへの登録を完了した空家であること。ただし、この要綱の施行後に登録の申込みをしたものに限る。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けたことのない空家であること。
- (4) 公共工事の施工に伴う補償対象の空家でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、空き家バンクへの登録1件につき20万円とする。

(補助金の申請期限)

第6条 補助金の申請期限は、令和3年12月24日までとする。

(補助金の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、空き家バンクへの登録申込み時に、長瀬町空家流通促進補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等の市町村税等に滞納がないことが確認できる書類(町内在住者は省略可)
- (2) 誓約書(様式第2号)

(認定)

第8条 町長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を精査し、当該補助金の認定について、長瀬町空家流通促進補助金認定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第9条 前条の規定により認定の通知を受けた者(以下「補助認定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、当該空家の空き家バンクへの登録完了日から30日以内又は令和4年3月15日までのいずれか早い日までに、長瀬町空家流通促進補助金交付申請兼請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。なお、補助認定者の責めに帰すべき事由以外の理由で上記期間内の請求が困難な場合においては、上記期間後の当該年度内において請求を行うことができるものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、補助認定者から前条の規定による請求を受けた場合は、当該空家の空き家バンクへの登録完了を確認の上、長瀬町空家流通促進補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、長瀬町空家流通促進補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くにいたったとき。
- (3) 空き家バンクへの登録完了日から売買契約又は賃貸契約の成立以外の理由で、2年以内に空き家バンクへの登録が取り消されたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、長瀬町空家流通促進補助金返還請求書（様式第7号）により、既に補助した額の全部又はその取消しに該当する部分の金額を返還させることができる。

（実地調査）

第12条 町長は、必要があると認めるときは、所有者等に報告を求め、また実地調査を行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。